

平成29年 2月21日提出

熊本市税条例等の一部改正について

熊本市税条例等の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西一史

熊本市税条例等の一部を改正する条例

(熊本市税条例の一部改正)

第1条 熊本市税条例（昭和25年告示第89号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第16条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第64条第2号アの項中「第64条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第64条第2号アの項中「第64条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第64条第2号アの項中「第64条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第64条第2号アの項中「第64条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第2条 熊本市税条例の一部を次のように改正する。

第13条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第14条中「）、第35条の7、第46条」の次に「、第62条の7第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第80条第1項」を「第62条の7第1項の申告書、第80条第1項」に改める。

第27条の3中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第62条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第62条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第62条の2を第62条の3とし、同条の前に次の1条を加える。

(軽自動車税のみなす課税)

第62条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受け

た場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第63条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「次の各号に掲げる」を「商品であって使用しない」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1号を削り、同条の前に次の6条を加える。

（環境性能割の課税標準）

第62条の4 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第62条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

（環境性能割の徴収の方法）

第62条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第62条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。
(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第62条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。
(環境性能割の減免)

第62条の9 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第68条第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

- 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第64条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中

「二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

三輪のもの 年額 3,900円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

」

を

「(ア) 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(イ) 三輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

」

に改め、同号イ中

「 農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円 」

を

「(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円 」

に改める。

第65条（見出しを含む。）及び第65条の3（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第66条の前の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同項第2号中「軽自動車等の所有者等」を「種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第67条第1項及び第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

第68条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「戦傷病者手帳とする」を「、戦傷病者手帳とする」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第4項中「前条第3項」を「第66条第3項」に、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第69条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下本節において「軽自動車等の所有者等」という。）」を「軽自動車等の所有者等」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第62条第2項」を「第62条の2第1項」に改める。

第70条第1項中「及び」を「又は」に改め、「。次項において同じ。」を削り、同条第3項中「、返納する」を「返納する」に、「及び」を「又は」に改め、同条第4項中「及び」を「又は」に改め、同条第5項中「き損し」を「毀損し」に改める。

第70条の2の見出し中「小型特殊自動車」の次に「の」を加え、同条第1項中「第443条」を「第445条」に、「第62条の2」を「第62条の3」に、「原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る軽自動車税を課されない」を「種別割を課すことのできない」に、「及び小型特殊自動車の所有者」を「又は小型特殊自動車の所有者」に、「市長」を「、市長」に、「その車体に取り付けるべき原動機付自転車及び小型特殊自動車の」を「当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体に取り付けるべき」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、法第443条第3項本文の規定により使用者に対して種別割を課する場合においては、この限りでない。

第70条の2第2項中「前項に規定する」を「前項の」に、「及び小型特殊自動車」を「若しくは小型特殊自動車」に、「、又は」を「又は」に、「対し軽自動車税」を「対して種別割」に、「届出る」を「その旨を届け出る」に改める。

第70条の3第1項中「及び小型特殊自動車の販売業者」を「又は小型特殊自

動車の販売業者」に、「及び小型特殊自動車を」を「又は小型特殊自動車を」に、「原動機付自転車及び小型特殊自動車の試乗標識」を「試乗標識」に改め、同条第2項中「、その他」を「その他」に改め、「対して」を削り、同条第3項中「試乗」を「試乗し、」に、「及び」を「又は」に改め、同条第4項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「き損し」を「毀損し」に改め、同条第6項中「1箇について」を「1個につき」に改める。

第71条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第62条第2項」を「第62条の2第1項」に改め、同条第2項中「市長」を「、市長」に改め、同条第3項中「場合に」を「場合において」に改める。

附則第15条の2の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、熊本県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の4 市長は、当分の間、第62条の9の規定にかかわらず、熊本県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の5 第62条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「熊本県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴收取扱費の交付)

第15条の6 市は、熊本県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴收取扱費として熊本県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の7 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第62条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2　自家用の三輪以上の軽自動車に対する第62条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第4項までを削る。

（熊本市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条　熊本市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第64条及び新条例」を「熊本市税条例第64条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第64条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第64条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第64条第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第64条	熊本市税条例の一部を改正する条例（平成

		26年条例第39号。 以下この条において 「平成26年改正条 例」という。)附則第 6条の規定により読み 替えて適用される第 64条
附則第16条第1項の 表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附 則第6条の規定により 読み替えて適用される 第64条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の 表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附 則第6条の規定により 読み替えて適用される 第64条第2号ア(ウ)a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の 表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附 則第6条の規定により 読み替えて適用される 第64条第2号ア(ウ)b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(熊本市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 熊本市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第78号）の一部を
次のように改正する。

附則第6条第7項の表第14条第3号の項中「第80条第1項」を「第62条の
7第1項の申告書、第80条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中熊本市税条例附則第16条の改正規定及び附則第3条の規定 平成29年4月1日

(2) 第2条、第3条及び第4条の規定並びに次条及び附則第4条の規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の熊本市税条例（附則第4条において「31年新条例」という。）第27条の3の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の熊本市税条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

第4条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(提出理由)

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）の施行に伴い、軽自動車税における環境性能割に関する規定の整備を行う等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。